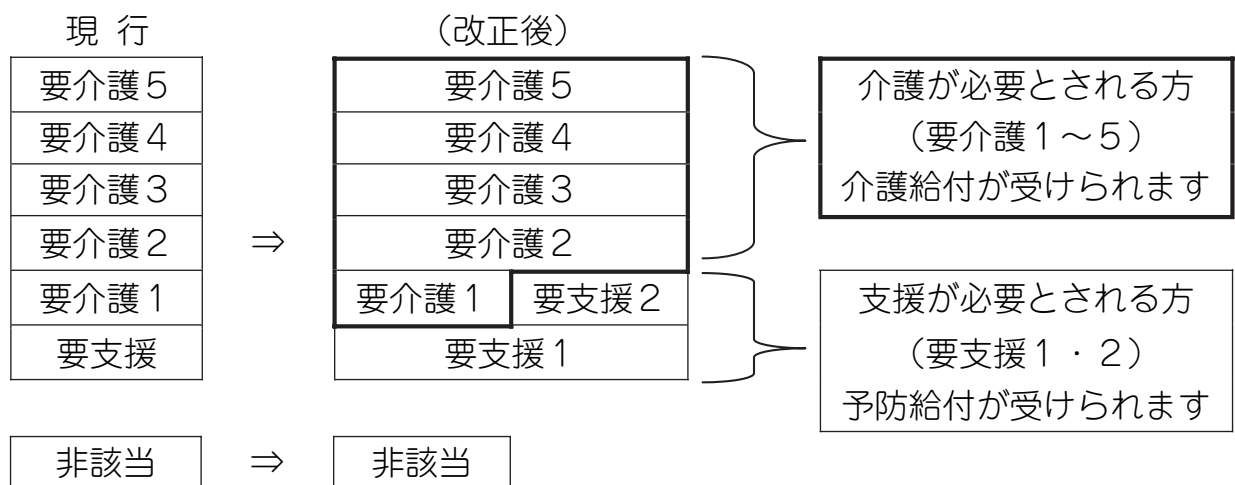


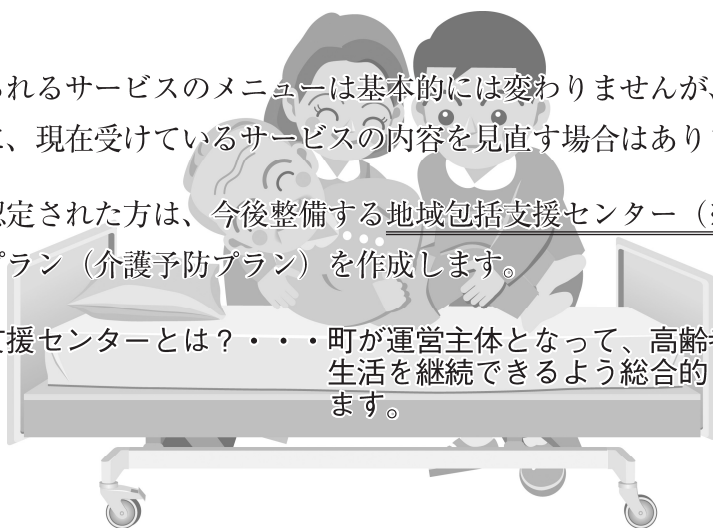
◇要介護・要支援状態判定区分の見直し（実施時期は検討中）



介護保険で受けられるサービスのメニューは基本的には変わりませんが、高齢者が自立した生活を継続するために、現在受けているサービスの内容を見直す場合があります。

要支援1、2と認定された方は、今後整備する地域包括支援センター（※1）で保健師などが中心となってケアプラン（介護予防プラン）を作成します。

（※1）地域包括支援センターとは？・・・町が運営主体となって、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう総合的・包括的な支援を行います。



区 分	本人の判断能力	援 助 者	
後 見	全 く ない	成年後見人	監督人を選任 することがあ ります。
補 佐	特に不十分	補 佐 人	
補 助	不 十 分	補 助 人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を補助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。		

成年後見制度を ご存知ですか？

成 年後見制度とは、認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある方など判断能力が不十分な人について、代理人を立てて契約を行ったり、あるいは取り消すことができるようにし、このような方に不利益が生じないように、法律で保護・支援をする制度です。

例えば、家を売りたい時、福祉サービスを受けたい時、財産分割をしたい時、判断能力が不十分であるために一人でするには不安があったり、一人ではできない場合に利用できる制度です。

成年後見制度は、本人の判断能力の程度などにより別表のように分かれています。

申し立ては、原則として本人が居住する地域の家庭裁判所（札幌市では札幌地方裁判所室蘭支部）に行います。

申し立てできるのは本人、または家族の方などです。

家庭裁判所では、手続きや申し立てに必要な書類や費用などについて説明する家事相談も行っています。気軽に相談ください。

詳しくは、役場住民福祉課福祉係（☎74-3002）へ。